

令和4年8月19日

国土交通省 中部地方整備局

木曽川上流河川事務所

お知らせ

国営木曽三川公園 フラワーパーク江南Ⅱ期地区「バーベキューエリア」

にて、整備・運営に関する民間事業者の公募を開始

～公園内に整備中の施設でバーベキュー利用の提供を行うことが可能な事業者を募集します～

1. 概要

- 国営木曽三川公園三派川地区^{さんばせん}に位置するフラワーパーク江南Ⅰ期地区は、「花とみどりの学習」をテーマとして平成19年に開園し年間約100万人の来園者で賑わっています。
- 木曽川上流河川事務所では、樹林の散策、植物観察、自然とふれあえ、遊べる「故郷の森」^{ふるさと}のⅡ期地区について、今年秋の開園を目指し整備を進めています。
- 「Ⅱ期地区のバーベキューエリア等」においては、より利用者のニーズに即したサービスを行っていくため、民間事業者と連携していくこととしました。
- バーベキューエリアの整備・運営に関する民間事業者の公募について、8月19日（金）から公募要領の公表を始めます。

2. スケジュール：公募要領の公表・配布 令和4年8月19日

参加表明書の受付 令和4年8月19日～9月30日

事業提案書等の受付 令和4年10月5日～10月21日

事業者の決定 令和4年12月中旬頃(予定)

3. 公表場所：木曽川上流河川事務所ホームページ

https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/bbq_area/index.html

4. 添付資料：あり

5. 配布先：中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ

6. 問合せ先：国土交通省 木曽川上流河川事務所

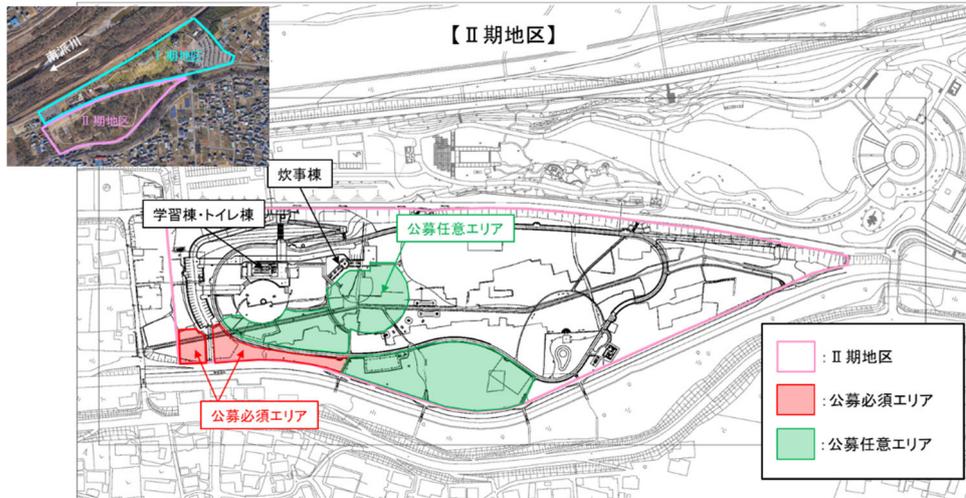
副所長 原 幹彦、河川公園課長 馬場 浩彰

○勤務時間内（平日 午前8時30分～午後5時15分）

058-251-1379（河川公園課直通）

別添

1. 公募の対象エリア



2. 公募事業内容

地域住民や観光客に対するアウトドアで楽しむレクリエーションの場として、公園内に整備中の施設でバーベキュー利用の提供を行うことが可能な事業者の募集を行います。

本事業では、都市公園法第5条の公園施設の設置管理許可に基づき、以下の業務を実施するものとし、提案を求めます。

①公募必須エリア

- a. バーベキュー事業の運営・維持管理 (必須提案※)
- b. 施設の整備・改修 (任意提案)
- c. バーベキュー事業以外の事業の運営・維持管理 (任意提案)
- d. 公募必須エリアの維持管理 (実施必須)

②公募任意エリア

- a. バーベキュー事業の運営・維持管理 (任意提案※)
- b. 施設の整備・改修 (任意提案)
- c. バーベキュー事業以外の事業の運営・維持管理 (任意提案)
- d. 公募任意エリアの維持管理 (提案範囲は実施必須)

※公募必須エリア又は公募任意エリアでのどちらかでのバーベキュー事業の実施は必須とします。

公募任意エリアでバーベキュー事業を実施する場合は、公募必須エリアでの実施は必須提案ではありません。

※公募任意エリアは、エリア内の一部だけを使用する提案でも構いません。

3. 主なスケジュール

公募要領の公表・配布	令和4年8月19日
参加表明書の受付	令和4年8月19日～9月30日
事業提案書等の受付	令和4年10月5日～10月21日
事業者の決定	令和4年12月中旬頃(予定)

木曽川上流河川事務所ホームページ：https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/bbq_area/index.html